

地域包括ケア病棟のご案内

韮崎市立病院



地域包括ケア病棟とは？

「地域包括ケア病棟」とは、急性期医療を経過した患者さまや、在宅において療養を行っている患者さま等に対し、入院期間 60 日を限度として、在宅復帰に向けての医療やリハビリ等の支援を行う病棟です。

地域包括ケア病棟への入院対象は？

- ①急性期の治療は終了したが、在宅や居住系施設への復帰に向けた準備やリハビリテーションが必要な方
- ②大学病院等で手術をされた後、術後の回復期の治療や在宅療養のための準備が必要な方
- ③在宅医療を受けている患者さまで、発熱等の軽微な症状のある方の入院受け入れ（介護負担サポートを目的とする短期入院を含む）

*居住系施設とは、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどの施設になります。

入院費について

入院費の計算方法が一般病棟とは異なり、「地域包括ケア病棟入院料」を算定いたします。その中には投薬料、注射料、簡単な処置料、検査料、画像診断料、入院基本料および加算が含まれます。

入院に対する留意点

- *一般病棟から地域包括ケア病棟へ転棟される際は、病室が変わります。
- *入院の期間は保険診療上、入院・入棟日より最長 60 日間となります。
- *退院先・症状により異なりますが、上記の期限がありますので、早めに退院のご相談を開始させていただきます。
- *急性期の治療が必要となった際には、一般病棟へ移動していただくことがあります。

相談窓口

韮崎市立病院 地域医療連携室 0551 - 22 - 1221（代表）